

令和3年度 建設系廃棄物適正処理セミナー

- 産業廃棄物の不法投棄は件数・量ともに高止まりしており、大部分が**建設系廃棄物**である
- 解体工事には、廃棄物処理法のみならず**建設業法**など**様々な法令**が関係している
- 実態として、解体工事現場での**法令違反**が散見される状況



建設系廃棄物の不法投棄を根絶するためには、

解体工事にかかる各法令が遵守される状況の確保が重要



本セミナーの目的：

解体工事に関する関係法令における規制内容を説明し、理解を深めて頂く

セミナー次第

○ はじめに（セミナーの目的・概要）

【廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課】

1. 建設リサイクル法と建設業法で求められること

【県土整備部 建設業課】

2. アスベスト規制の概要について

【環境生活部 大気・水環境課】

3. 廃棄物処理法違反事例と産廃条例の手続きについて

【廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課】

4. 建設業法違反や廃棄物処理法違反の検挙事例について（会場開催時のみ）

【県警本部 生活安全部生活環境課】

主催：三重県環境生活部 廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課

不法投棄件数及び投棄量の推移（三重県）

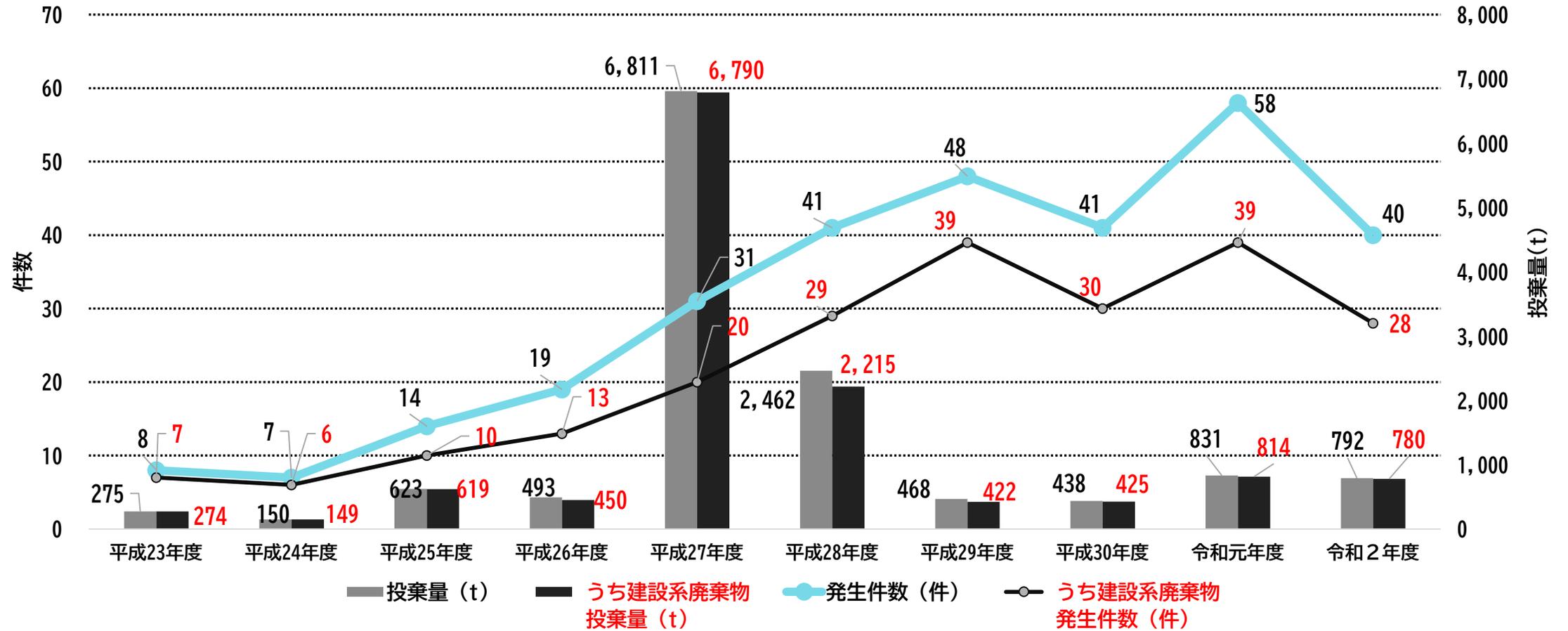
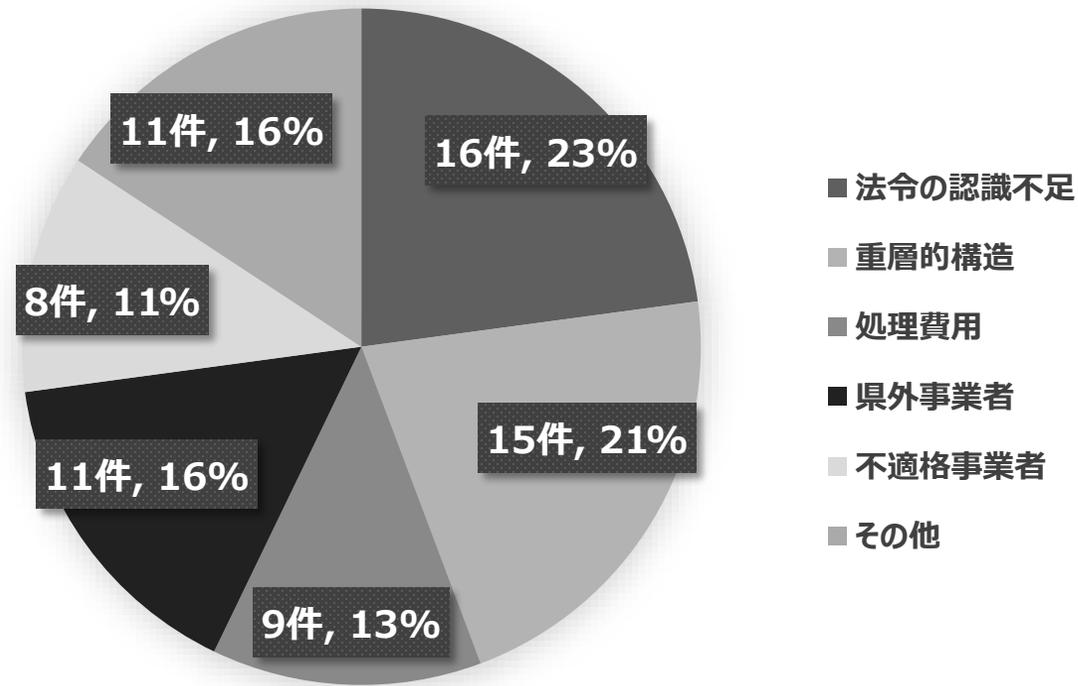


図1 不法投棄件数と投棄量の推移



不法投棄発生件数の約7割、投棄量の約9割が「建設系廃棄物」

廃棄物処理法違反事案の要因分析



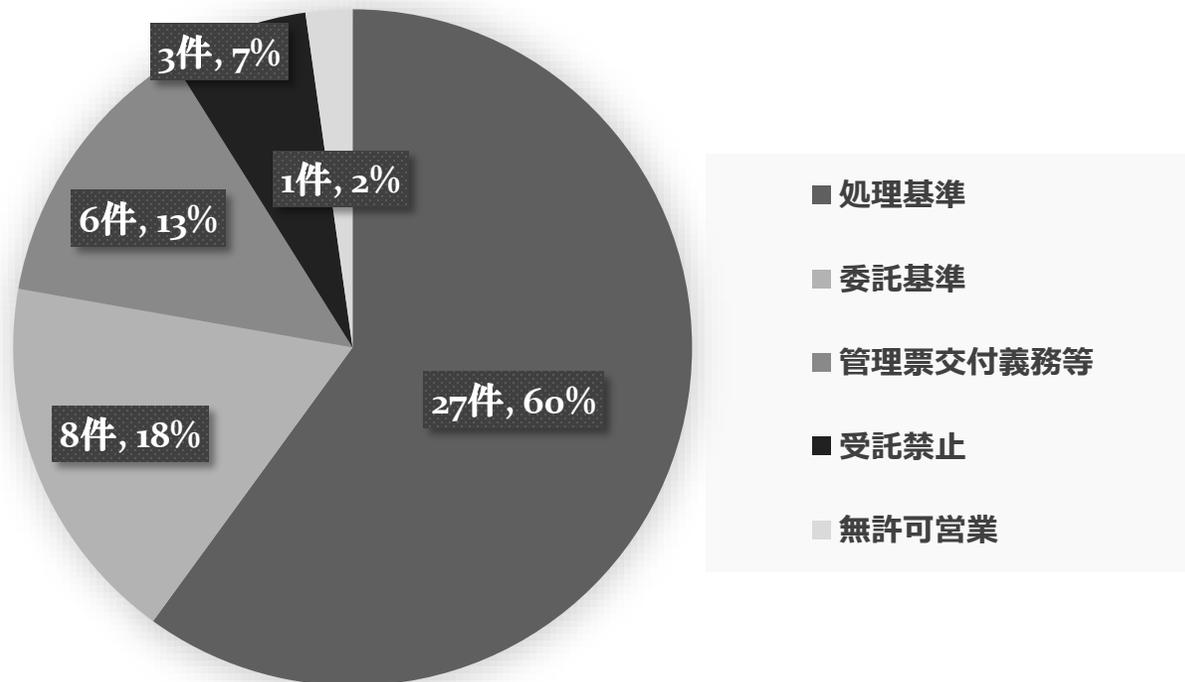
- 過去の行政処分事案34事案を分析（1事案に複数要因があればカウント）
- 34事案のうち、21事案が解体工事
- 主に5要因に分類

図2 廃棄物処理法違反事案の要因分析



主たる要因として、法令（廃棄物処理法）の認識不足

解体工事現場における違反事例

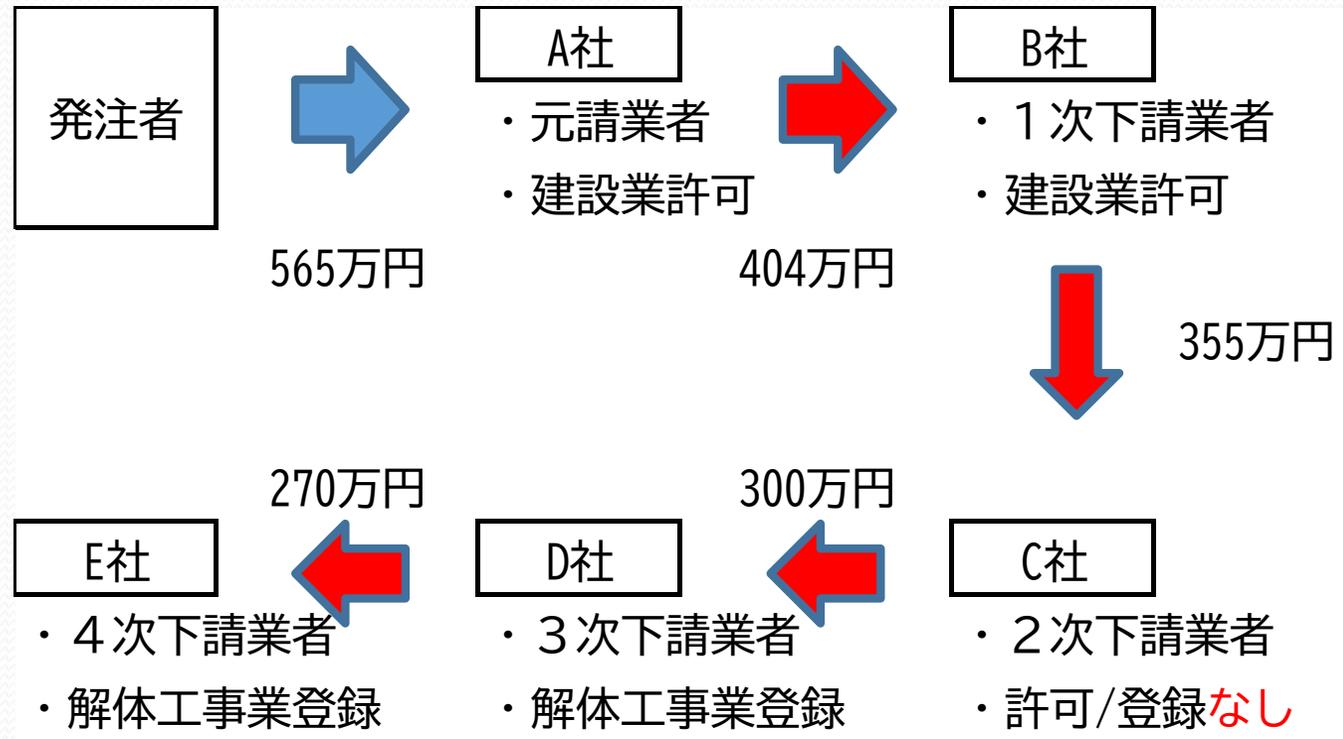


- 建設リサイクル法に基づく届出情報に基づき、解体工事現場に立入検査（270カ所のうち148カ所で施工中）
- 49カ所で下請業者が施工（重層的構造）
- 工事標識の掲示がない現場が多数
- 委託基準の遵守や管理票の交付は元請業者の責任

図3 解体工事現場集中パトロールにおける廃棄物処理法違反の内訳

運搬車両の表示義務違反等の処理基準違反のほか、排出事業者（元請業者）責任が果たされていない違反が散見

解体工事現場における違反事例

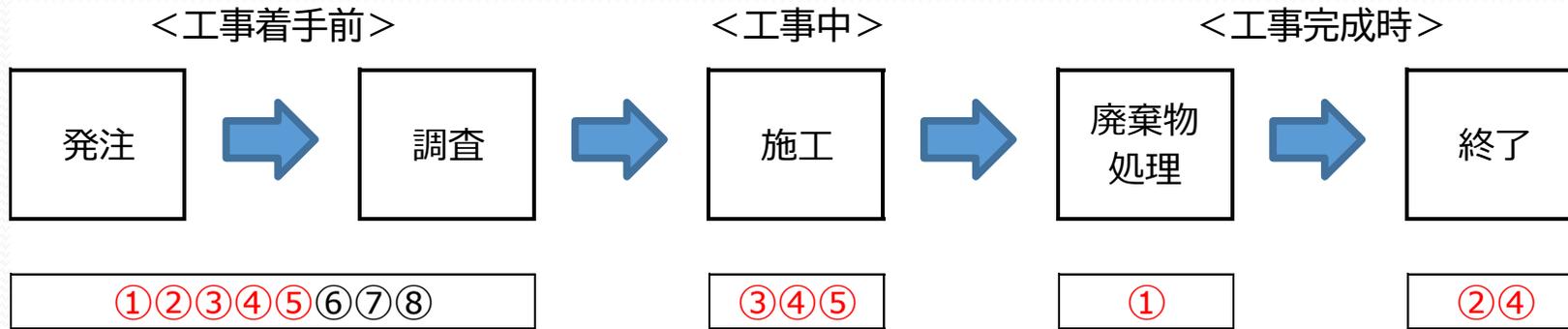


- 重層的な構造のもと行われた工事
- A社以降は解体工事と廃棄物処理（運搬・処分）を下請業者に一括して「丸投げ」
- 廃棄物処分業許可はいずれの会社も有していない

図4 解体工事にかかる廃棄物処理法違反の一例

元請業者A社は解体工事、廃棄物処理に関与していない

解体工事フローと規制法令



- ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律【廃棄物処理法】
- ② 三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例【産廃条例】
- ③ 建設業法
- ④ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律【建設リサイクル法】
(解体工事業に係る登録等に関する省令【解体省令】)
- ⑤ 大気汚染防止法【大防法】
- ⑥ 労働安全衛生法【安衛法】
(労働安全衛生規則【安衛則】、石綿障害予防規則【石綿則】)
- ⑦ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律【フロン排出抑制法】
- ⑧ 特定家庭用機器再商品化法【家電リサイクル法】

- ・解体工事には各種法令による規制
- ・解体工事の各工程で届出や調査等が義務付け
- ・罰則のある規定もある

以降のパートで関係各課から説明します

図5 解体工事フローと関係する主な法令

問い合わせ先一覧(1/2)

○本セミナーに関すること（動画、アンケートの記入・結果など）

担当課：三重県廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課

電話：059-224-2388

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSHI/HP/m00589005.htm>)



○廃棄物処理法違反（不法投棄、野外焼却等）の通報について

担当課：三重県廃棄物対策局 廃棄物監視・指導課

電話：059-224-2388

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KANSHI/HP/m0058900009.htm>)



○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関すること

○三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に関すること

担当課：三重県廃棄物対策局 廃棄物・リサイクル課 廃棄物規制・審査班

電話：059-224-2475

(<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/>)

(<https://www.pref.mie.lg.jp/HAIKIK/HP/m0058000098.htm>) →



問い合わせ先一覧(2/2)

○大気汚染防止法（アスベスト規制）に関すること

担当課：三重県環境生活部 大気・水環境課 大気環境班

電話：059-224-2380

(<https://www.pref.mie.lg.jp/common/01/ci500005162.htm>)



○建設業法に関すること

○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること（解体工事業登録に関すること）

担当課：三重県県土整備部 建設業課 建設業班

電話：059-224-2660

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/index.shtm>)



○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に関すること

・解体工事の届出に関すること（建築物に係るもの）

担当課：三重県県土整備部 建築開発課 建築審査班

電話：059-224-2709

(<https://www.pref.mie.lg.jp/KENCHIKU/index.htm>)

・解体工事の届出に関すること（工作物に係るもの）

担当課：三重県県土整備部 技術管理課 技術管理・D X 推進班

電話：059-224-2918

(<https://www.pref.mie.lg.jp/GIJYUTSU/index.htm>)

